

暑さ対策技術等の展示に係る公募要項

1 目的

本要項は、暑熱を緩和する技術や製品（以下「暑さ対策技術等」という。）を展示し暑熱低減効果の測定結果等を広く発信することで、暑さ対策技術等の普及促進を図るため、その展示を東京都環境局（以下「環境局」という。）と共同で実施する事業者を公募するものです。

2 本事業の概要

(1) 本事業の名称

暑さ対策技術等の展示

(2) 本事業の概要

① 暑さ対策技術等の展示、アンケートの実施及び撤去

事業実施者（6（2）①により提案が採択された旨の通知を受けた事業者をいう。以下同じ。）は、②アの展示場所に同イの期間中暑さ対策技術等を展示します。また、当該期間の終了後、展示物を撤去します。なお、アンケート内容は、環境局と協議の上、決定することとします。

② 展示場所、期間等

ア 暑さ対策技術等を展示する場所

環境局が指定するイベント会場（以下「展示会場」という。）

具体的な展示場所は、環境局が指定します。また、展示場所の面積等により、設置できる暑さ対策技術等が制限される場合があります。

イ 暑さ対策技術等を展示する期間

平成30年7月下旬の3日間程度 原則として午前11時から午後4時まで

ウ 展示会場における使用可能設備

展示会場において使用することができる電源及び給水設備は、次に掲げるとおりです。本事業において設置等を行う暑さ対策技術等全体の使用をこれらの範囲内にする必要があります。また、分電盤からの配線は事業実施者が行ってください。

(ア) 電源 100V・3kW／200V・5kW まで

(イ) 給排水設備 直径13mmの蛇口を1口まで

エ 展示物の準備及び撤去の時期

展示物の準備及び撤去は、次に掲げる時間帯に実施することとします。

(ア) 準備 展示期間初日の前日午後11時から展示期間初日午前9時まで

(イ) 撤去 展示期間最終日の午後4時から展示期間最終日翌日の午前8時まで

なお、車両等による搬出入を伴う準備及び撤去作業は、午後11時から午前8時までの間に行ってください。このうち、車両の搬入を伴う準備については、夜間作業を避けるため、特別な理由がない場合は展示期間初日の午前7時から午前8時の間に行ってください。

③ 効果測定の実施

環境局は、展示会場に設置等を行った暑さ対策技術等について、気温等を測定することにより、暑熱緩和に係る効果を測定します。なお、暑熱低減効果の測定に馴染まないものについては、効

果測定は実施しない場合があります。

④ 費用等の負担

事業実施者は、①に規定する暑さ対策技術等の展示に当たり要する費用等を自ら負担します。ただし、会場の借上費及び光熱水費については、負担する必要はありません。なお、③に掲げる効果測定の実施に要する費用は、環境局が負担します。

⑤ 効果測定結果等の公表

環境局は、事業実施者の名称、③による効果測定及び①によるアンケート調査の結果を環境局のホームページに掲載するなど、本事業の実施内容について広く周知を行います。また、事業実施者も、本事業の実施内容を公表することができます。

(3) 本事業の進め方

本事業の実施に当たっては、環境局及び事業実施者の間でその実施内容、方法、業務分担、費用負担等について協定（以下単に「協定」という。）を締結します。この際、提案の内容について、調整の上、実施場所、期間等を変更する場合があります。

(4) 本事業の実施期間

協定を締結した日から平成31年3月31日まで

(5) 本事業の実施に係る条件

暑さ対策技術等の展示に当たっては、次表の左欄に掲げる項目に応じて当該右欄に掲げる条件（以下「実施条件」という。）の全てを満たす必要があります。また、本事業に係る公募に当たっても、実施条件全てを満たすことができる内容の提案としてください。

① 実施場所	来場者の移動等に支障のないよう事業会場内の環境局が指定した範囲内で暑さ対策技術等の展示を行うこと。
② 期間	(2) ②に規定する全期間にわたり暑さ対策技術等の展示を行うこと。
③ 技術の先進性等	事業対象設備に使用されている技術又はその組合せが、高い暑熱低減効果が見込まれるとともに、他に導入事例がない又は少ないなど、先進性を有したものであること。
④ バリアフリー・安全性	展示する暑さ対策技術等にあつては、その構造等が、車椅子の利用者等が事業会場を利用する上で、支障を来すものでなく、また、転倒等の予防措置が十分に実施されていること。また、人体に悪影響を与えないことが実証されており、飲食物でないこと。
⑤ 施設の保護	暑さ対策技術等の設置等及び撤去に当たって、事業会場内の施設を損傷しないよう配慮すること（アンカーボルトの設置等は不可）。施設を損傷した場合にあつては、原状回復を行うこと。原状回復に係る費用は、事業実施者が負担すること。
⑥ 維持及び管理	事業会場に設置した暑さ対策技術等の維持及び管理並びに事業会場の利用者の安全の確保を自らの責任で実施すること。また、夜間管理や雨天等への適切な対応を図ること。雨天時の対応はブルーシートではなく白や銀、透明のシートを使用し、周囲の景観や施設との調和が損なわれないよう配慮する

	こと。なお、(2)②の期間内のうち、展示品の搬出入時を除く夜間（午後10時から翌午前8時まで）の警備については、環境局が実施する。
⑦関係法令等の遵守	暑さ対策技術等の展示を行うに当たっては、関係法令等を確認の上遵守すること。法令等により広告物や企業名等の掲出ができない場合及び広告物や企業名等の掲出が困難であると環境局が判断した場合は、法令及び環境局の判断に従うこと。

3 公募の概要

(1) 公募の対象

本事業において、暑さ対策技術等の展示に係る提案を公募します。なお、実施条件を満たす提案が複数あった場合において、当該複数の提案を採択しても事業会場における展示を行う場所の範囲の条件、2(2)②ウの使用可能設備の条件を満たす場合であれば、提案を複数採択します。

(2) 応募者の要件

本事業に係る公募に応募することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者としします。

- ① 本事業を実施することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有していること。
- ② 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - イ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。）
 - ウ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - エ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(3) 公募に係るスケジュール

- ア 公募期間 平成30年5月22日（火曜日）から同年6月12日（火曜日）まで
- イ 審査結果通知時期 平成30年6月下旬（予定）

4 応募手続等

(1) 提出書類

本事業に係る公募に応募する者（以下「応募者」という。）は、次の書類のうち①及び②の書類について、作成してください。

作成後、正本1部（両面印刷）、副本（正本から応募者を特定できる記載（応募者名、ロゴ等）を削除したもの）10部（両面印刷）及び電子媒体1部（正本に添付）を提出してください。

また、添付書類として、法人の場合は③から⑥までの書類を各1部、個人の場合は⑤及び⑥の書類を各1部提出してください。

- ① 様式1 提案申請書 A4判（縦）
- ② 様式2 提案書 A4判（縦）

- ③ 法人の登記事項証明書（原本）
- ④ 定款又は寄附行為（写し）
- ⑤ 過去3事業年度の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに代わる書面（写し）
- ⑥ 印鑑証明書（原本）

(2) 提出方法

(3) の提出先への持込み又は郵送により提出してください。

(3) 提出先

東京都環境局地球環境エネルギー部環境都市づくり課

「暑さ対策技術等の展示」担当宛て

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号東京都庁第二本庁舎20階南側

(4) 公募期間（受付期間）

平成30年5月22日（火曜日）から同年6月12日（火曜日）まで（必着）

※持込みによる提出の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前9時から午後5時までとします。

※郵送による提出の場合は、公募期間中に必着するようにしてください。

5 説明会の開催、質問の受付等

(1) 説明会の開催

応募者は、原則、次の日程で開催する本事業についての説明会に参加してください。特段の事情により、説明会に参加できない応募者は、東京都環境局地球環境エネルギー部環境都市づくり課担当まで御一報ください（03-5388-3566）。

《説明会開催期日等》

平成30年5月28日（月曜日）午前中の30分程度

※ 時間等の詳細は、別途お知らせいたします。

説明会への参加を希望する応募者は、「説明会参加申込票」を提出してください。「説明会参加申込票」の提出方法及び受付期間は、次のとおりです。

① 提出方法

電子メールにて次の宛先に提出してください。

E-mail : S0213204@section.metro.tokyo.jp

なお、提出の際は、電話にて、東京都環境局地球環境エネルギー部環境都市づくり課担当まで御一報ください（03-5388-3566）。

② 受付期間

平成30年5月22日（火曜日）から同月25日（金曜日）午後3時まで

(2) 質問の受付及び回答

本要項の内容等について質問がある場合は、「質問書」（質問様式第1号）に必要事項を記入の上、提出してください。「質問書」の提出方法及び受付期間は、次のとおりです。

① 提出方法

電子メールにて次の宛先に提出してください。

E-mail : S0213204@section.metro.tokyo.jp

なお、提出の際は、電話にて、東京都環境局地球環境エネルギー部環境都市づくり課担当まで御一報ください（03-5388-3566）。

① 受付期間

平成30年5月22日（火曜日）から同年6月5日（火曜日）まで

質問に対する環境局からの回答は、随時、本事業に係る環境局のホームページに掲載します（個別の質問者への文書、メール等による回答は行いません。）。

6 提案された事業対象設備等に関する審査等

(1) 審査方法

応募者から提出された提案については、関係者で構成する「暑さ対策技術等の展示に係る審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会において、当該提案の内容が実施条件を満たすかについて審査を行います。

審査の結果、事業会場における展示の場所の範囲、2（2）②ウの使用可能設備の条件等により、実施条件を満たす提案全てを採択することができない場合にあっては、次表に掲げる項目及び内容に基づき各提案を審査し、総合的に評価します。

また、必要に応じて、提案の内容に関するヒアリング等を実施する場合があります。

	審査項目	審査（評価）内容	視点
1	事業主体	・財政的健全性 ・事業実施体制	・財政的健全性はあるか。 ・事業期間にわたって業務を効率的かつ有効に実施できる体制を組んでいるか。 ・複数の事業者が共同で実施する場合にあっては、当該事業者間における役割分担や責任の所在が明確になっているか。
2	設備	・性能等	・単体の技術又は技術の組合せが先進性を有しているか。 ・高い暑熱低減効果が見込めるか。 ・価格や設置等の容易さの観点から普及拡大が見込めるか。 ・意匠性が優れているか。
3	安全対策	・安全への配慮等	・利用者（特に障害者）に配慮しているか。 ・人体に悪影響を及ぼす恐れがないか。

(2) 審査結果の通知

- ① 審査の結果は、応募者全員に対して書面により個別に通知します。なお、審査の経過等に関する問合せは一切受け付けません。
- ② 審査の結果、本事業を実施するものとして提案が採択された応募者は、環境局と協定を締結し、

協定に基づき本事業を行うこととします。

7 著作権及び提出書類等の取扱い

- (1) 応募者から提出された提案書等の著作権は、提出した応募者に帰属するものとし、提案書等の作成に当たり第三者の著作権を使用等した場合の責めは、当該使用等した応募者に全て帰することとします。
- (2) 環境局は、応募者から提出された提案書等について、審査及び事業実施者の選定に必要な限度で応募者の承諾を得ずに無償で複製又は使用をすることができるものとします。また、提出された提案書等は返却しません。

8 その他

本公募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

9 本公募全般に関する問合せ先

本公募に関する問合せは、次の担当まで電話又はファクシミリにてお願いします。ただし、審査の経過等に関する問合せには応じられません。

東京都環境局地球環境エネルギー部環境都市づくり課

「暑さ対策技術等の展示」担当

電話番号（直通）：03-5388-3566

E-mail：S0213204@section.metro.tokyo.jp

ファクシミリ番号：03-5388-1380